

災害看護

神奈川県
災害時医療救護体制

前編

— 昨年のおんたけさん 御嶽山噴火や、昨年のくちのえら 口永良部島噴火、関東・東北豪雨災害では多くの傷病者が発生し、被災者は長期にわたり避難生活を余儀なくされています。

— その中で私たち医療従事者は、災害サイクルに合わせた支援活動が求められます。

— そこでシリーズ前編では、災害時の「神奈川県災害時医療救護体制」について、後編（看護だより平成28年9月号）では「自施設の災害時の役割と備え」について紹介いたします。

災害対策基本法

(昭和36年11月15日法律第233号)

- 防災に関する責務や組織、防災計画
- 災害予防・応急・復旧・復興の各団体における各主体の役割や権限
- 財政金融措置と災害緊急事態との災害対策

災害救助法

(昭和22年10月18日法律第118号)

- 目的：**災害に対して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること
- 実施体制：**災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。
- 適用基準：**災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5000人未満 住家全壊30世帯以上）を行う。

神奈川県災害時医療救護体制の概要

神奈川県は、国の災害対策基本法および災害救助法を基に、災害時医療救護体制（図1）を整備しています。

1) 県医療救護本部

県医療救護本部に県災害医療コーディネーターを配置し、県医療救護本部の指揮により医療救護活動の判断・調整やDMAT等の受入・派遣調整を行う。

2) 地域災害医療対策

2次保健医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に地域災害医療コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた医療救護体制を構築するとともに、発災時には医療救護本部と連携して地域内の医療救護活動の調整等を行う。

3) 医療機関等

- ①災害拠点病院（33か所）は、災害時の医療救護活動の中心となり、重篤救急患者の救命医療を行う他、DMATの受入、派遣等を行います。
- ②災害協力病院（36か所）は、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者を受け入れます。
- ③中小病院は、軽傷者の処置および中等症患者を受け入れます。（図2）
- ④その他、救護所（避難所）が、県内に設置され、トリアージを行ったうえで必要な応急処置を行います。

あなたの病院の
役割は？

図1 神奈川県の災害時医療救護体制

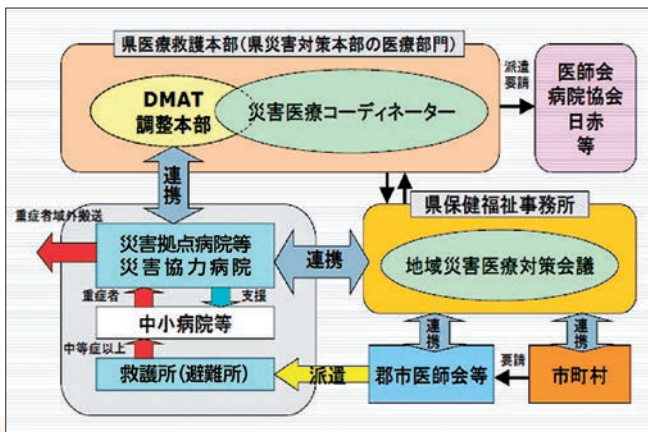
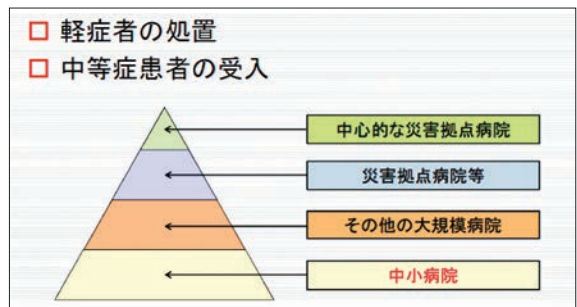


図2 中小病院に求められるもの



- ※DMATの活動
- ①病院におけるトリアージ、診療等の支援（病院支援）
 - ②患者搬送及び搬送中の治療等（地域医療搬送）
 - ③災害現場におけるトリアージ、緊急医療等（現場活動）

※図1、図2は平成26年度神奈川県看護協会 災害看護マネジメント研修資料より抜粋